

中部山岳国立公園シンボルマーク使用規程

中部山岳国立公園指定 90 周年記念事業実行委員会

中部山岳国立公園は、新潟、富山、長野、岐阜の 4 県にまたがり、国内第三の高峰である奥穂高岳のほか、槍ヶ岳、白馬岳、立山、劔岳などを有する日本有数の山岳国立公園として昭和 9 年 12 月 4 日に指定されている。令和 6 年 12 月 4 日に指定 90 周年を迎えることから、中部山岳国立公園指定 90 周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）ではこれを記念して公募によりシンボルマークを募集し決定した。

中部山岳国立公園に関わる多くの人々に親しみをもってもらい、この地域の優れた自然風景の保護と適正な利用に向けた理解の促進を図ることを目的とし、中部山岳国立公園シンボルマークを定める。

このシンボルマークの適正な使用を確保するために、使用規程を以下のとおりとする。

（趣旨）

第 1 条 本規程は、中部山岳国立公園シンボルマーク（以下、「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本規程が対象とするシンボルマークのデザインは、別添「シンボルマークデザイン仕様書」による。

（使用できる者）

第 3 条 シンボルマークを使用できる者は、中部山岳国立公園を愛し、本規程の目的に賛同する団体・企業とする。

（禁止事項）

第 4 条 次の事項に該当する使用は行ってはならない。

- (1) 中部山岳国立公園のイメージや信用を害し、又は害するおそれがある使用
- (2) 法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある使用
- (3) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する使用
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとしての使用
- (5) 反社会的勢力もしくは、それに類する団体・企業に関わりがある者による使用
- (6) 生産過程において自然環境等に多大な負荷を与える商品等へ使用
- (7) 実体の無い団体・企業による使用
- (8) 本規程に従わない使用

（デザイン）

第5条 シンボルマークの使用にあたっては、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分留意し、別添「シンボルマークデザイン仕様書」を遵守すること。

(規程の履行)

第6条 シンボルマークの使用者は、信義に従い誠実にこの使用規程を履行しなければならない。またシンボルマークを付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合、シンボルマークの使用者は誠意をもって必要な措置を講じること。

(使用手続き)

第7条 シンボルマークを使用したい者は「中部山岳国立公園シンボルマーク使用届出書」に目的、概要(対象、期間、有償等)を記載し、事前に中部山岳国立公園管理事務所に届出ること。なお、実行委員会構成機関及び中部山岳国立公園オフィシャルパートナーシッププログラムを締結した団体・企業は添付書類を省略することができる。

シンボルマーク使用後に、実行委員会が使用状況及び情報提供を求めた場合は、速やかに従うものとする。

(データの支給)

第8条 データの支給は次によるものとする。

- (1) データ形式 JPG
- (2) サイズ カラー1.3MB 黒白1.1MB
- (3) 提供方法 届出書に記入されたメールアドレスへメール添付で送付

(収益等の活用)

第9条 シンボルマークは営利を目的とした商品(有償物)等への使用も可能であるが、利益が生じる場合は、一部を中部山岳国立公園の保全活動に寄与することを検討すること。

(改善の指示等)

第10条 実行委員会は本使用規程に従わない使用者に対し、改善や使用の差し止めを指示することができる。この場合、使用者に損害が生じても実行委員会はその責めを負わない。

(権利・管理事務)

第11条 シンボルマークに関する一切の権利は実行委員会に帰属し、管理事務は中部山岳国立公園指定90周年記念事業実行委員会事務局とする。ただし、実行委員会が解散した際は、環境省中部山岳国立公園管理事務所に帰属を移行する。

(その他)

第12条

- (1) 本シンボルマークの使用によって、シンボルマークを使用する活動・事業等を実行委員会構成機関が認定するものではない
- (2) 第三者への提供は不可とする
- (3) 支給したデータ等の管理は、使用者の責任において行うものとする
- (4) 実行委員会の設置期限は、令和7年3月31日までとする。

施行期日

本規程は、令和6年2月16日から施行する。

(届出様式)

中部山岳国立公園シンボルマーク使用届出書

中部山岳国立公園シンボルマークを使用したいので、使用規程第7条に基づき、次のとおり中部山岳国立公園管理事務所へ届け出ます。

令和 年 月 日

届出者（団体・企業の名称）

住所

連絡先

担当者氏名

電話番号

E-mail アドレス

目 的	
概 要 (使用対象、場所、期間、及び 箇所数など)	
備 考 (有償物か否か、添付資料など)	

※1 具体的な概要書、企画書、図面等があれば、資料として添付すること。

※2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考)

中部山岳国立公園指定 90 周年記念事業実行委員会 構成機関

【中部山岳国立公園指定 90 周年記念事業実行委員会 規約第 4 条に定める】

- ・新潟県
- ・新潟県糸魚川市
- ・富山県
- ・富山県富山市
- ・富山県魚津市
- ・富山県黒部市
- ・富山県中新川郡上市町
- ・富山県中新川郡立山町
- ・富山県下新川郡朝日町
- ・長野県
- ・長野県松本市
- ・長野県大町市
- ・長野県安曇野市
- ・長野県北安曇郡白馬村
- ・長野県北安曇郡小谷村
- ・岐阜県
- ・岐阜県高山市
- ・岐阜県飛騨市
- ・（一財）自然公園財団
- ・北アルプス山小屋協会
- ・環境省信越自然環境事務所